

## 第4章 重点区域の位置及び範囲

### 1. 重点区域の設定の考え方

第一期の高山市歴史的風致維持向上計画では、核となる重要文化財建造物や2地区の重要伝統的建造物群保存地区が所在し、その周辺で歴史的風致を形成する伝統的な町並みや東山寺院群、風致地区が一定の広がりを持って形成され、かつ、高山祭の祭礼行事をはじめとする歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われており、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲である旧高山城下町とその周辺地域を、重点区域「城下町高山」として設定した。

第一期計画においては、気軽に高山の歴史文化を学ぶことができる飛騨高山まちの博物館を整備し、ここを基点とした周遊ルートの整備や無電柱化の実施、祭礼行事や町並み保存活動等への支援などにより、「城下町高山」における歴史的風致の維持及び向上に重点的に取り組んできた。その結果として、まちの魅力や景観の向上、観光客の増加、町並み保存や伝統文化の継承に対する住民の意識の高まりなどの成果が表れた。



飛騨高山まちの博物館



無電柱化と建物の外観修景で刷新された町並み

しかし、歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関わる担い手不足は、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後更に深刻になることが予想され、特に歴史的建造物の件数が多く、高山祭の祭礼の場でもある旧城下町においては、今後も重点的な施策を講ずる必要がある。また、旧城下町の一部の地域に観光客が集中する状況が現在も続いており、良好な歩行空間の創出が求められているほか、海外からの旅行者の増加に伴い、外国人観光客への対応力の強化も必要である。

こうした状況を踏まえるとともに、本計画第2章に記した本市の維持向上すべき5つの歴史的風致が集中して存在している地域である

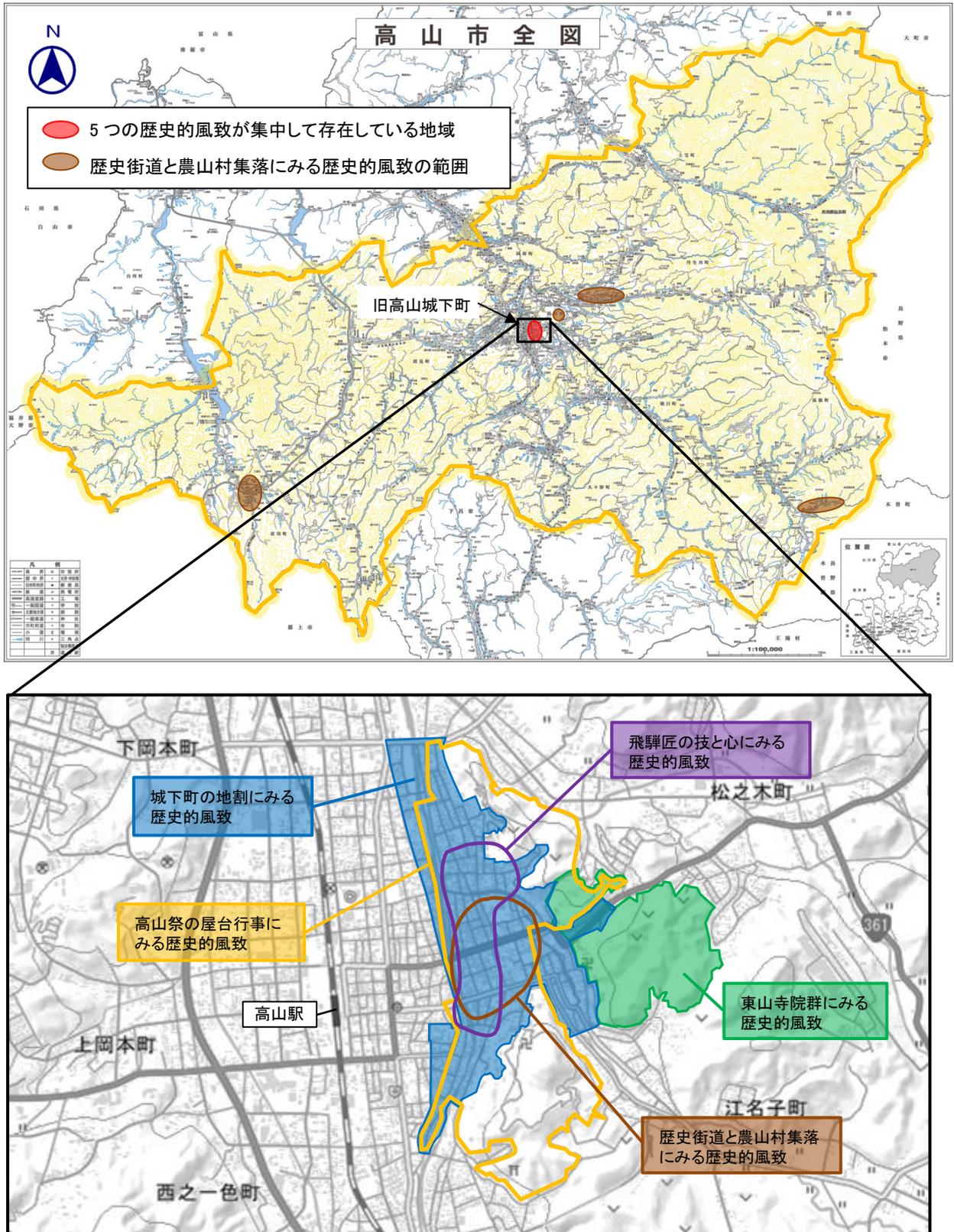


歩行者と車両で混雑する中橋

ことから、本計画では引き続き旧高山城下町を中心とした地域を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、効果的に本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、歴史的風致の維持及び向上を図るための重点的な施策の実施範囲等に変更や追加が生じた場合は、必要に応じて重点区域の見直しを行うこととする。

### 高山市全域における歴史的風致の位置



## 2. 重点区域の位置及び範囲

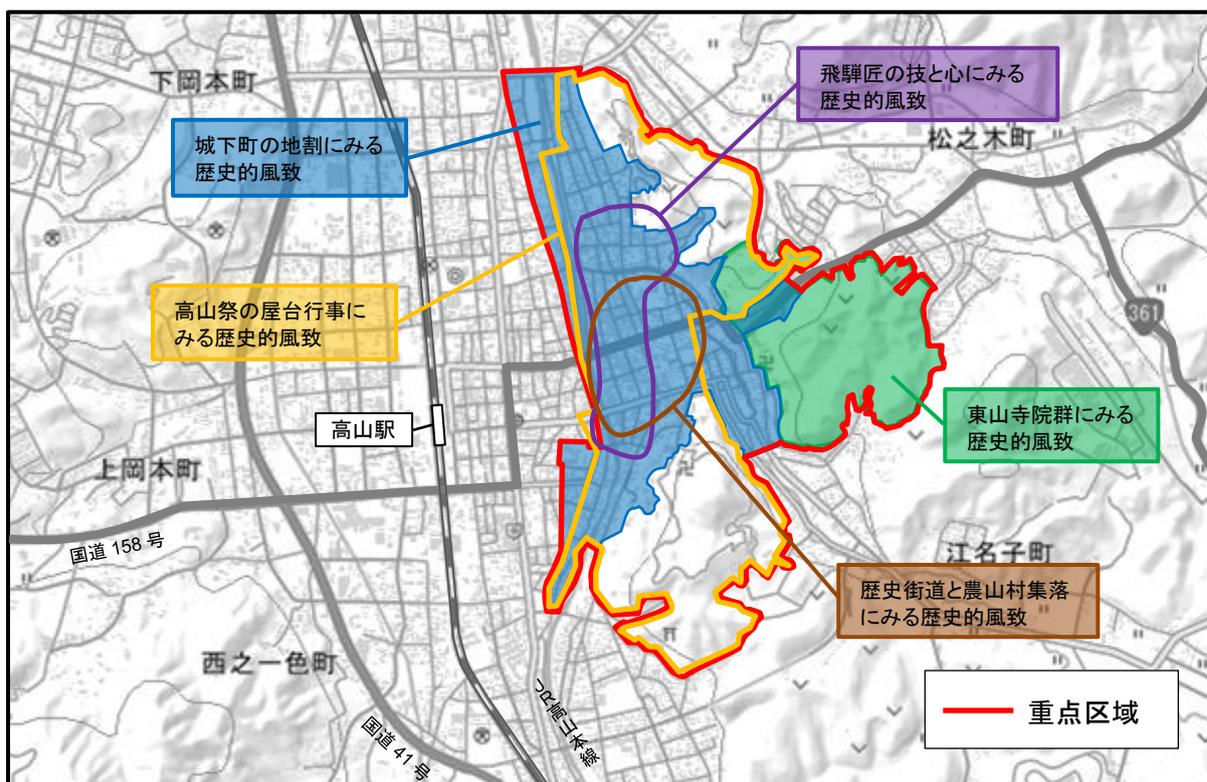
### (1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、本市の維持向上すべき 5 つの歴史的風致が集中して存在するとともに、約 400 年前に金森氏によって整備された旧高山城下町と、その東側の風致地区の自然的環境が、一体をなして本市における固有の伝統と文化を具現及び形成している範囲であり、二つの重要伝統的建造物群保存地区を中心とした歴史的な町並みや東山寺院群などの建造物と、そこで育まれた高山祭の祭礼行事をはじめとする歴史と伝統を反映した人々の活動が、一体となって市街地の良好な環境を形成している範囲とする。

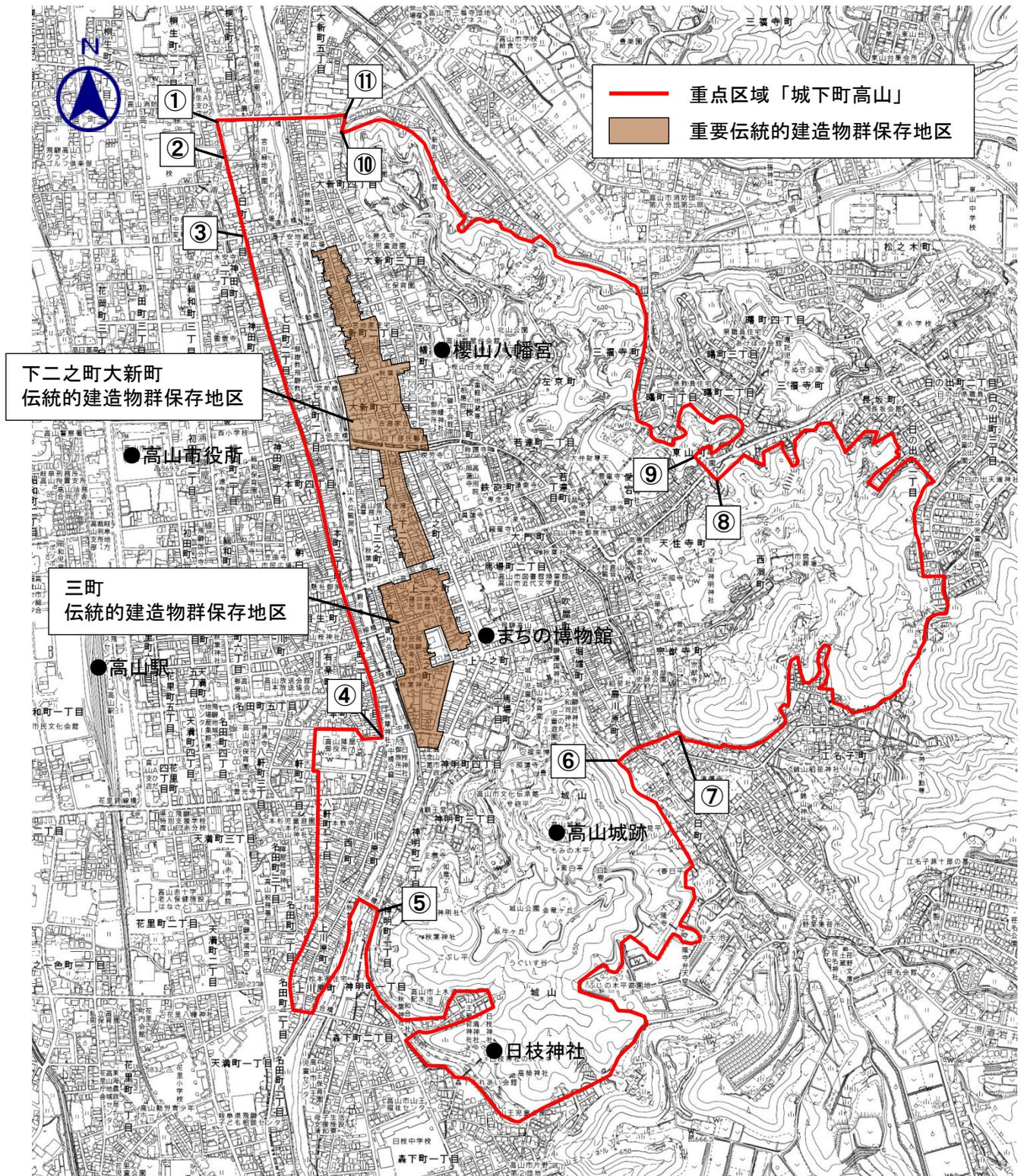
重点区域の名称 : 城下町高山

重点区域の面積 : 約 207ha

#### ●重点区域の位置図



## (2) 重点区域の範囲



- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ①-② 県道 石浦・陣屋・下切線 | ⑦-⑧ 東山風致地区堺    |
| ②-③ 市道 七日町桐生線    | ⑧-⑨ 城下町景観重点区域堺 |
| ③-④ 市道 本町線       | ⑨-⑩ 北山風致地区堺    |
| ④-⑤ 城下町景観重点区域堺   | ⑩-⑪ 城下町景観重点区域堺 |
| ⑤-⑥ 城山風致地区堺      | ⑪-① 県道 町方・高山線  |
| ⑥-⑦ 城下町景観重点区域堺   |                |

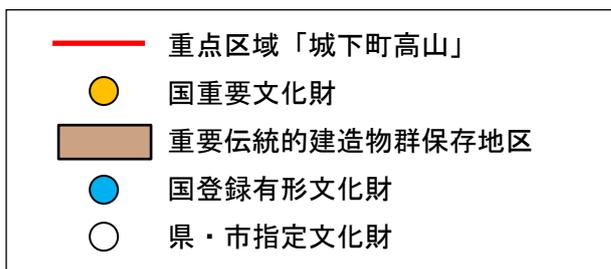
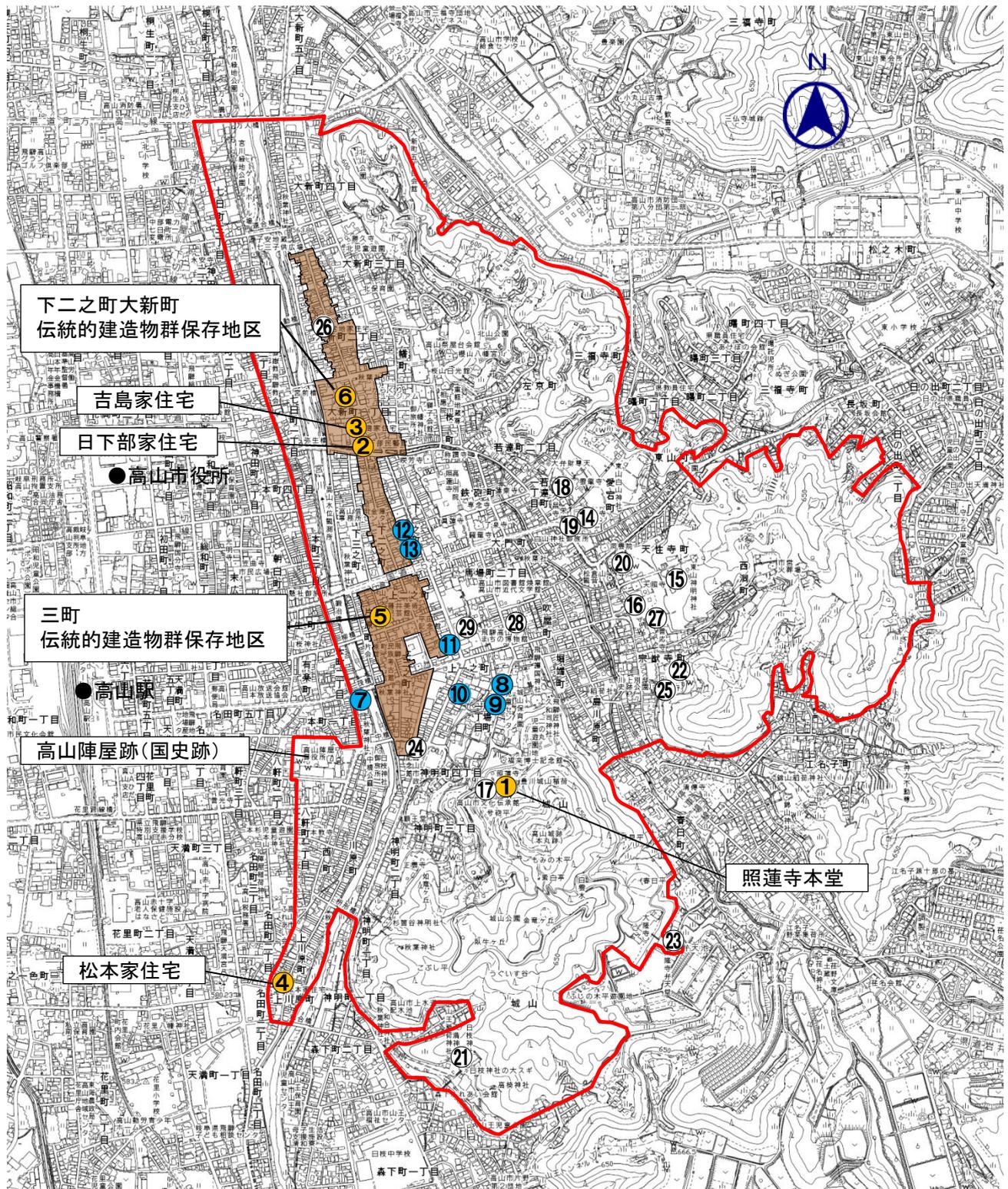
### 3. 重点区域内の文化財の状況

重点区域内には、平成30年(2018)2月現在、国指定重要文化財の建造物が4件、重要伝統的建造物群保存地区が2地区、登録有形文化財の建造物が7件のほか、県及び市指定文化財の建造物が16件と多数所在する。また、国指定重要無形民俗文化財の高山祭の屋台行事が行われる区域があり、高山祭屋台は国の重要有形民俗文化財に指定されている。その他、国指定史跡の高山陣屋跡や県指定史跡の高山城跡など、多数の史跡も所在している。

#### ●重点区域内の文化財（建造物）

	文化財名称	指定した者	区分	指定等年度
1	照蓮寺本堂 附棟札	国	重要文化財	昭和31年
2	日下部家住宅	国	重要文化財	昭和41年
3	吉島家住宅	国	重要文化財	昭和41年
4	松本家住宅	国	重要文化財	昭和46年
5	高山市三町伝統的建造物群保存地区	国	重要伝統的建造物群保存地区	昭和54年
6	高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区	国	重要伝統的建造物群保存地区	平成16年
7	天狗総本店	国	登録有形文化財	平成12年
8	旧山岸写真館店舗兼住宅	国	登録有形文化財	平成25年
9	旧山岸写真館土蔵	国	登録有形文化財	平成25年
10	日下部味噌醤油醸造煉瓦館	国	登録有形文化財	平成26年
11	長瀬茂八郎商店店舗兼主屋	国	登録有形文化財	平成29年
12	なべしま銘茶店舗兼主屋	国	登録有形文化財	平成29年
13	なべしま銘茶土蔵	国	登録有形文化財	平成29年
14	大雄寺鐘堂	県	重要文化財	昭和48年
15	神明神社絵馬殿 附絵馬	県	重要文化財	昭和39年
16	法華寺本堂	県	重要文化財	昭和45年
17	照蓮寺中門 附棟札	県	重要文化財	昭和53年
18	雲龍寺鐘楼門	市	有形文化財	昭和44年
19	大雄寺山門	市	有形文化財	昭和47年
20	素玄寺本堂	市	有形文化財	昭和49年
21	富士社社殿 附棟札	市	有形文化財	昭和49年
22	宗猷寺本堂	市	有形文化財	昭和50年
23	大隆寺弁天堂 附扁額 棟札	市	有形文化財	昭和51年
24	旧高山町役場 附棟札及び新築関係書類	市	有形文化財	昭和57年
25	宗猷寺鐘堂	市	有形文化財	昭和57年
26	宮地家住宅	市	有形文化財	平成12年
27	法華寺番神堂	市	有形文化財	平成12年
28	角正	市	有形文化財	平成15年
29	旧矢嶋家土蔵	市	有形文化財	平成21年

●重点区域内の文化財分布図



#### 4. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

本市の設定する重点区域は、高山市の中心部である旧高山城下町を中心とした地域であり、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図ることにより、市街地における歴史的建造物の保全・活用や観光客の回遊性の向上、高山祭等の伝統行事や伝統工芸の継承などの課題の解消につながる。

市街地の歴史的風致が維持向上することで、その効果が周辺の地域にも波及し、歴史と文化を活かしたまちづくりの認識を市域全体で高めることが可能となる。これにより、互いの地域の共通理解が進むとともに、市民の郷土に対する愛着や誇りが高まることで、市域全体における歴史的風致の維持向上につながる。また、各地域の魅力が高まることで、市街地へ訪れる観光客を農山村集落など周辺地域に更に多く誘導することが可能となり、市域全体において地域活力の増進や経済活動の活発化などの効果が期待できる。

## 5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

### (1) 高山市都市計画との連携

重点区域を含む高山地域は、昭和9年(1934)から都市計画区域として指定されており、昭和31年(1956)には城山風致地区を決定し、昭和43年(1968)には中心部を商業系、周辺部を住居系の用途地域として決定している。

昭和40年代に古い町並を中心に地域住民による町並保存会が組織され、住民先行の形で町並み保存活動が進められていたが、その後、古い町並の中の商店の改築を機に、住民と行政が共同して町並み保存を推進することとなった。住民と市が手を取り合って古い町並の保存に取り組み、昭和53年(1978)に高山市三町伝統的建造物群保存地区を都市計画決定し、昭和54年(1979)には重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている。

旧城下町の東側の里山については、平成5年(1993)に北山風致地区、平成8年(1996)に東山風致地区を決定し、町並みと一体となって都市の景観を構成している里山の良好な自然を保全するとともに、都市の風致を維持している。

また、平成16年(2004)には、三町地区の北側に位置する貴重な町並みが残された地域を、高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区として都市計画決定するとともに、重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受け、町並み保存を重点的に行う区域を拡大している。

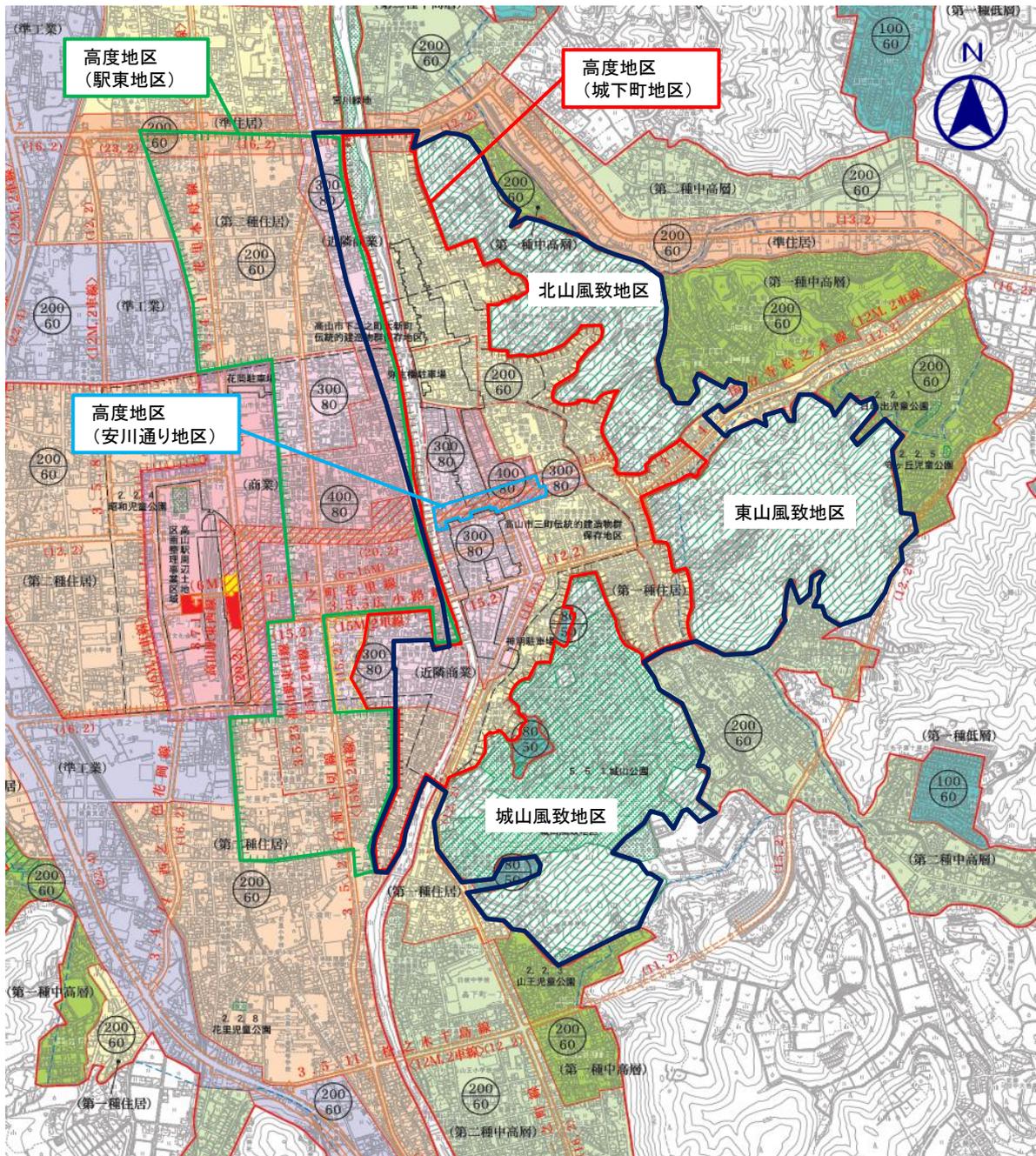
さらに、平成19年(2007)には高度地区を都市計画決定し、商業地域や近隣商業地域において、中高層の建築物が建って町並み景観を阻害することを防止している。

今後もこれら都市計画制度に基づく規制等を適正に運用し、良好な市街地の形成を図っていく。また、伝統的建造物群保存地区の拡大や重点区域内の都市計画道路の見直し等について検討する。

#### ●主な都市計画

地域地区等	内容等
用途地域	商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第二種住居地域、第一種住居地域、第二種中高層住居専用地域
伝統的建造物群保存地区	三町伝統的建造物群保存地区 約4.4ha 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区 約6.6ha
風致地区	城山風致地区 約47ha 北山風致地区 約29ha 東山風致地区 約38ha
高度地区	城下町地区 約87ha 高さの最高限度 13m 安川通り地区 約2.0ha 高さの最高限度 16m 駅東地区 約90haの一部 高さの最高限度 22m
公園	城山公園 約24.6ha

●都市計画総括図（抜粋）



用途地域	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	

—— 重点区域 城下町高山

## (2) 高山市景観計画との連携

高山市は、平成 18 年(2006)7 月に岐阜県知事の同意を得て景観行政団体となり、同年 12 月に「高山市景観計画」を策定した。

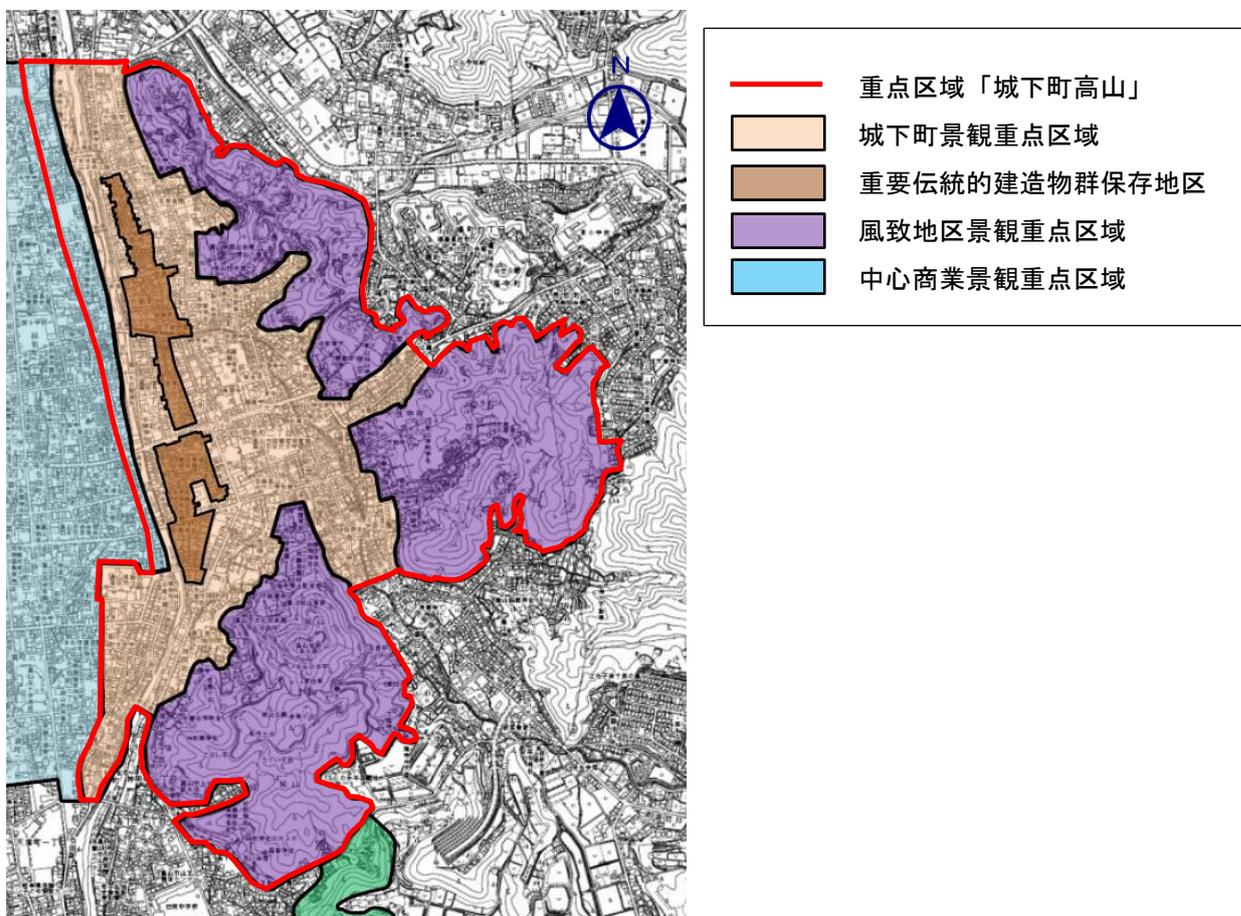
特に重点的に良好な景観づくりを推進する区域については、「景観重点区域」として指定し、建築物、工作物、屋外広告物などについて、色彩、形態意匠、高さ、大きさなどの基準を設け、地域の特性に応じた景観づくりを推進している。また、景観重点区域において、建築物の新築・改築・色彩の変更等、開発行為、木竹の伐採などを行う場合は、「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」により、あらかじめ市に届出をすることを義務付けている。

本計画における重点区域は全域が、城下町景観重点区域、風致地区景観重点区域、中心商業景観重点区域のいずれかに指定されている地域であり、市街地における良好な景観形成を重点的に図るべき地域として、特に厳しい基準を設定している。

平成 29 年(2017)4 月の景観計画の変更では、景観基準の強化や重要伝統的建造物群保存地区に特化した基準の新設等を行っており、これらの基準の適正な運用とともに、基準に適合していない屋外広告物等の是正を促進する。

また、地域の個性ある景観づくりの核となる建造物については、景観計画に定めた指定の方針に基づいて景観重要建造物に指定し、その保全と活用を図る。

### ●景観重点区域図（抜粋）



●城下町景観重点区域の景観基準

対象	基準																																					
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。</li> </ul> <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。</li> </ul> <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R / YR / Y</td> <td>4 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4 以下	—	R / YR / Y	4 以下	1 以下	3 以下	2 以下	2 以下	3 以下
	色相	明度	彩度																																			
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																			
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																																				
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																																				
Y	2 以上 8 以下	6 以下																																				
色相	明度	彩度																																				
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																																				
5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下																																				
色相	明度	彩度																																				
無彩色 (N)	4 以下	—																																				
R / YR / Y	4 以下	1 以下																																				
	3 以下	2 以下																																				
	2 以下	3 以下																																				
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・ 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。</li> <li>・ 室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。</li> <li>・ 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。</li> </ul>																																					
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の高さの最高限度を 13 m とする。</li> <li>・ 商業地域かつ防火地域においては高さの最高限度を 16 m とする。</li> </ul>																																					
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動販売機の色彩は茶系統で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。</li> </ul>																																				
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の高さの最高限度を 13 m とする。</li> <li>・ 商業地域かつ防火地域においては工作物の高さの最高限度を 16 m とする。</li> </ul>																																				
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地色には原色を使用しない。</li> <li>・ 文字色は 2 色以内とする。</li> </ul>																																				
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として木製とする。</li> <li>・ 電光掲示板は設置しない。</li> <li>・ 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く)</li> <li>・ 過度に明るい照明は使用しない。</li> </ul>																																				
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別表に掲げるとおりとする。</li> </ul>																																				
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上には設置しない。</li> <li>・ 桁形橋から弥生橋までの区間は、川沿いの東側及び西側には設置しない。</li> </ul>																																				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出ししない。</li> </ul>																																				

●重要伝統的建造物群保存地区の景観基準

対象		基準																																					
建築物	色彩	<p>・ けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。</p> <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 Y R</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。</p> <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R / Y R / Y</td> <td>4 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 Y R	2 以上 6 以下	4 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4 以下	—	R / Y R / Y	4 以下	1 以下	3 以下	2 以下	2 以下	3 以下
	色相	明度	彩度																																				
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																				
5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																																					
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																																					
Y	2 以上 8 以下	6 以下																																					
色相	明度	彩度																																					
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																																					
5 ~ 10 Y R	2 以上 6 以下	4 以下																																					
色相	明度	彩度																																					
無彩色 (N)	4 以下	—																																					
R / Y R / Y	4 以下	1 以下																																					
	3 以下	2 以下																																					
	2 以下	3 以下																																					
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・ 勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。</li> <li>・ 室外機等の建築設備は、格子で囲うなど目立たないものとする。</li> <li>・ 塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。</li> </ul>																																						
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の高さの最高限度を 13m とする。</li> <li>・ 商業地域かつ防火地域においては高さの最高限度を 16m とする。</li> </ul>																																						
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動販売機の色彩は茶系統で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。</li> </ul>																																					
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の高さの最高限度を 13m とする。</li> <li>・ 商業地域かつ防火地域においては工作物の高さの最高限度を 16m とする。</li> </ul>																																					
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地色には原色を使用しない。</li> <li>・ 文字色は 2 色以内とする。</li> </ul>																																					
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として木製とする。</li> <li>・ 電光掲示板は設置しない。</li> <li>・ のぼり旗は設置しない。(町並みと調和したデザインで小型のものはこの限りでない)</li> <li>・ 高さ 0.5m を超える商品モニュメントは設置しない。</li> <li>・ 電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く)</li> <li>・ 過度に明るい照明は使用しない。</li> </ul>																																					
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別表に掲げるとおりとする。</li> </ul>																																					
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上には設置しない。</li> </ul>																																					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。</li> </ul>																																					

●風致地区景観重点区域の景観基準

対象	基準																																					
建築物	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、茶系統で落ち着いた色彩とする。マンセル値における基準値及び推奨値は下記の表のとおりとする。</li> </ul> <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>2 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>推奨値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 R</td> <td>2 以上 3 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 YR</td> <td>2 以上 6 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として屋根の色彩は灰色または黒色系統とする。屋根の色彩のマンセル値における基準値は下記の表のとおりとする。ただし、いぶし瓦についてはこの限りでない。</li> </ul> <p>基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">R / YR / Y</td> <td>4 以下</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td>3 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>2 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下	Y R	2 以上 8 以下	4 以下	Y	2 以上 8 以下	6 以下	色相	明度	彩度	10 R	2 以上 3 以下	3 以下	5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下	色相	明度	彩度	無彩色 (N)	4 以下	—	R / YR / Y	4 以下	1 以下	3 以下	2 以下	2 以下	3 以下
	色相	明度	彩度																																			
	無彩色 (N)	2 以上 9 以下	—																																			
	5 ~ 10 R	2 以上 8 以下	3 以下																																			
Y R	2 以上 8 以下	4 以下																																				
Y	2 以上 8 以下	6 以下																																				
色相	明度	彩度																																				
10 R	2 以上 3 以下	3 以下																																				
5 ~ 10 YR	2 以上 6 以下	4 以下																																				
色相	明度	彩度																																				
無彩色 (N)	4 以下	—																																				
R / YR / Y	4 以下	1 以下																																				
	3 以下	2 以下																																				
	2 以下	3 以下																																				
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。</li> <li>・勾配屋根とし、軒の出、庇等があるものとする。</li> <li>・室外機等の建築設備は格子で囲うなど目立たないものとする。</li> <li>・塀、門、垣等の仕上げは自然素材とする。</li> </ul>																																					
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さの最高限度を 10 m 又は 8 m とする。</li> <li>・2 号風致区域内においては、2 階建以下とする。</li> </ul>																																					
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道民俗村線（西之一色 3 丁目 7 8 3 番地先から上岡本町 1 丁目 5 9 2 番地先まで）に接する部分から 3.5 m の区域内については、建築物の外壁等から同市道の車道部分までの距離は 4 m 以上とする。</li> </ul>																																					
工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の色彩は茶系統で塗装されたものとし、派手な装飾等をしない。</li> </ul>																																				
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁は自然石積み又はそれに準ずる外観を持つものとする。</li> </ul>																																				
屋外広告物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地色には原色を使用しない。</li> <li>・文字色は 2 色以内とする。</li> </ul>																																				
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として木製とする。</li> <li>・電光掲示板は設置しない。</li> <li>・電飾等が点滅、可動する広告物を設置しない。 (防犯、緊急、非常などを表示する回転灯や駐車場出口の回転灯を除く)</li> <li>・過度に明るい照明は使用しない。</li> </ul>																																				
	大きさ・個数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表に掲げるとおりとする。</li> </ul>																																				
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上には設置しない。</li> </ul>																																				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家広告、近隣施設案内広告以外は掲示、掲出しない。</li> </ul>																																				
開発事業	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する樹種は、周辺の樹林と調和するものとする。</li> <li>・第 1 号風致区域内においては 10 m<sup>2</sup> 以上の造成を抑制する。</li> <li>・第 2 号風致区域内においては 200 m<sup>2</sup> 以上の造成を抑制する。</li> <li>・第 2 号風致区域内においては高さ 5 m 以上の法を生ずる切土又は盛土を抑制する。</li> <li>・第 1 号風致区域内においては、木竹の伐採を行わない。</li> <li>・第 2 号風致区域内においては、良好な景観を形成している木竹の伐採を行わない。</li> </ul>																																				

## 【別表】

市街地景観における屋外広告物の大きさ及び個数の基準

種 別	項 目	城下町景観重点区域	風致地区 景観重点区域
		伝統的建造物群保存地区	
壁面広告	1 壁面あたりの表示面積	合計 3 m <sup>2</sup> 以内	合計 5 m <sup>2</sup> 以内
	1 壁面における表示率	10 分の 1 以内	10 分の 1 以内
	1 壁面あたりの個数	2 個まで	2 個まで
突出広告	1 壁面あたりの表示面積 (片面)	合計 1 m <sup>2</sup> 以内	合計 3 m <sup>2</sup> 以内
	1 壁面あたりの個数	2 個まで	2 個まで
野立広告	見付方向あたりの表示面積 (片面)	合計 1 m <sup>2</sup> 以内	合計 5 m <sup>2</sup> 以内
置き看板	1 個あたりの表示面積 (片面)	0.5 m <sup>2</sup> 以内	0.5 m <sup>2</sup> 以内

## ●市街地景観における景観形成の方針

歴史的・文化的遺産や伝承芸能などは、人々が地域の気候風土と長年の積み重ねの中で醸成してきた貴重な財産であり、生活の中にとけこみ、潤いとやすらぎを与えている。快適で豊かさやゆとりが実感できる生活環境の保全と創出を図るため、身近な緑となる里山などを保全するとともに、市街地からの眺望景観の維持に努め、歴史的・文化的景観と調和した都市景観の創出を図る。

また、高山市は全国有数の観光地であり、『ふるさと、昔ながらの日本』という観光イメージが定着している。一方、本市は周辺町村との合併により飛騨地域の中心都市として、活力と賑わいのある都市的サービスの提供都市としての役割も求められている。このように本市においては「古い高山」と「新しい高山」という二つの顔が同居しており、今後はこれらの調和を図るとともに、先人から受け継いできた格調高い伝統文化を継承・発展させながら、新たな都市景観の創出をすすめる。

### (3) 高山市屋外広告物条例との連携

本市は、平成 18 年(2006)7 月に景観行政団体となり、平成 19 年(2007)4 月に高山市屋外広告物条例を施行した。本条例では、屋外広告物の設置を制限する禁止地域や許可地域を定めており、それぞれの地域における設置の制限等について規定している。また、設置の許可における屋外広告物の色彩、形態意匠等の基準は、景観計画に定めている掲出基準を準拠している。



景観に配慮された屋外広告物(重点区域内)

自己の事業所等に設置する自家広告物については、一つの事業所等の表示面積の合計が 10 m<sup>2</sup>を超える場合に市への許可申請を必要としており、色彩・形態意匠などについて設置行為前に確認することが可能である。今後も、重点区域の景観に乱れが生じないように、許可基準の順守を促すとともに、適正に許可申請がされるよう周知を行う。

#### (4) 伝統的建造物群保存地区保存計画との連携

本市は、昭和 53 年(1978)に高山市三町伝統的建造物群保存地区を、平成 16 年(2004)には高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区を都市計画決定するとともに、重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている。

本計画では、将来にわたって適切に保存ができるよう、それぞれの地区の特性を反映した保存基準を設けるとともに、防災計画、助成措置等について定めており、今後も住民との連携を深めながら貴重な町並みの保存に努める。

#### ●高山市三町伝統的建造物群保存地区保存基準

1. 建築物等は原則として外観をこの基準に適合させるものとし、保存地区内の道路から通常望見できる内部（おおむね前面から約 3.6 メートル）は外観とみなすものとする。
2. 道路に面する建築物は、土蔵を除いて保存地区内の道路から望見できる部分を木造とし、板壁又は真壁とする。
3. 建築物等の道路に面する部分の色彩は、保存地区にふさわしい落ち着いたものとする。
4. 道路に面する住居、店舗の軒高は、つとめて道路面から 4.5 メートル以内として家並みにそろえるものとする。
5. 保存地区内の道路から望見できる工作物、倉庫等は景観を乱すことのない高さにする。
6. 道路に面する住居、店舗の屋根は 10 分の 3 勾配以内とする。
7. 屋根の軒先につとめて板どめを設ける。
8. 道路に面する住居、店舗の軒の出は、1 メートル以上とする。
9. 軒裏は垂木を見せるものとする。
10. 道路に面する住居、店舗はひさしを家並みにそろえて、設けるものとする。
11. ひさしは腕木により支え、腕木の先端を白く塗る。
12. 建築物等の道路に面する建具は、木製とする。
13. 住居、店舗は 1 階の道路に面する部分には、その場所にふさわしい格子又はしとみを設けるものとする。
14. 住居、店舗は階上の道路に面する部分に格子の設置がふさわしい場合は、つとめてその場所にふさわしい格子を設けるものとする。
15. へい並びに土蔵保護囲は、木造和風式とする。
16. 屋外広告物のデザイン、色彩、大きさ、掲示及び位置は、周囲の景観に支障をおよぼさないものとする。
17. 伝統的建造物の保存及び周囲の環境の保存のために、特に必要なことが生じた場合は、高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見によるものとする。

●高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物（建築物）の修理基準

各建築物固有の歴史的特性に従い、現状維持修理あるいは復原修理とする。なお、地区の代表的な伝統的建造物の様式を参考として以下に示す。

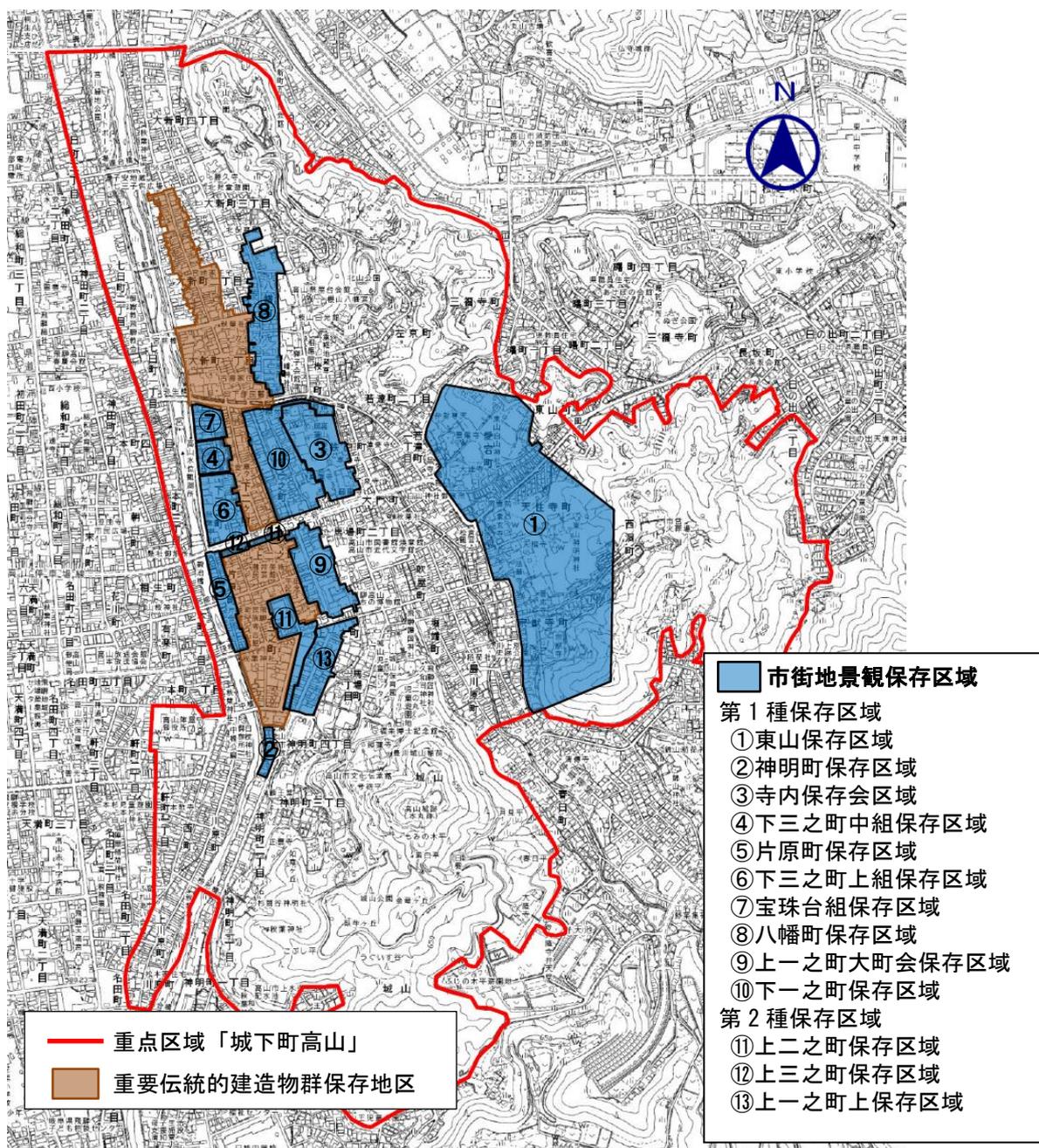
地区の代表的な伝統的建造物の様式（抜粋）

種別		I 種町家主屋(江戸・明治・大正期)	II 種町家主屋(大正～昭和 30 年前後)
形態	位置	正面道路に接し、正面壁画を側溝より1m程度の位置とする。	正面道路に接し、正面壁画を側溝より1m程度の位置とする。
	構造	木造平屋ないし中二階建、切妻造、平入りとする。	木造二階建、切妻造、平入りとする。
	規模	敷地間口いっぱい建物間口をとる。	敷地間口いっぱい建物間口をとる。
	屋根	軒高は道路面から 4.5m以下とする。 勾配は 10 分の 3 以内とする。 鉄板葺きで、軒先に板どめを設ける。 軒裏は垂木を見せる。 軒の出は 1m以上とする。	軒高は道路面から 5.5m程度とする。 勾配は 10 分の 3 以内とする。 鉄板葺きで、軒先に板どめを設ける。 軒裏は垂木を見せる。 軒の出は小庇の出より大きくする。
	小庇	一、二階境に間口いっぱいの小庇を設ける。 先端を白く塗った腕木により出桁を支える。 出桁下に箱庇を設ける場合がある。 垂木を用いない板軒形式ないし、垂木を用いたこけら葺き・鉄板葺きとする。	一、二階境に間口いっぱいの小庇を設ける。 先端を白く塗った腕木により出桁を支える。 出桁下に箱庇を設ける場合がある。 垂木を用いたこけら葺き・鉄板葺きとする。
	外壁	一、二階の正面壁画を揃える。 道路に面する正面は真壁の土壁、側面は真壁の土壁ないし下見板張りとする。	一、二階の正面壁画を揃える。 道路に面する正面は真壁の土壁、側面は真壁の土壁ないし下見板張りとする。
	開口部	道路に面する一階は、入口を大戸、その他の開口部をシトミ、格子、出格子とする。 道路に面する二階の開口部は、連子ないし障子とする。	道路に面する一階は、入口を引戸、その他の開口部を格子、木製枠のガラス窓とする。 道路に面する二階の開口部は、格子ないし木製枠のガラス窓とする。
立面の比例	二階の立ちを軒桁高の 4 割以下とする。	二階の立ちを軒桁高の 4 割 5 分程度とする。	
材料	石、木、土、弁柄等の伝統的材料を用いる。	石、木、土、弁柄等の伝統的材料を用いる。	
色彩	木部は弁柄塗り荏の油ふき、ないしこれに類する仕上げの色彩とする。 その他の部位は材料の自然色とする。	木部は弁柄塗り荏の油ふき、ないしこれに類する仕上げの色彩とする。 その他の部位は材料の自然色とする。	

## (5) 高山市市街地景観保存計画との連携

高山市市街地景観保存条例に基づいて指定された市街地景観保存区域は、現在 13 区域となっており、その全てが重点区域内に所在する。市街地景観保存区域は、主に重要伝統的建造物群保存地区の周辺において、伝統的な建造物により風趣あるたたずまいを残している地域を指定しており、保存計画では、区域の種別や保存基準等について定めている。また、保存区域内において建築物や工作物の新築・改築・色彩の変更等、開発行為、木竹の伐採などを行う場合は、条例によりあらかじめ市に届け出をすることを義務付けている。今後も、基準や制度の適正な運用を行うとともに、一定の保存基準を満たした建築物の新築・修理等に対して経費の助成を行い、伝統的な町並み景観の保存を図る。また、保存地区の新規指定を推進する。

### ●市街地景観保存区域図



## ●市街地景観保存区域の保存基準

### (第1種保存区域の保存基準)

1. 当地域内における建築物の高さ、形態及び意匠が周辺の景観に調和するものであること
2. 建築物の形態は、コンクリート、金属物等の物量感を感じさせないものとする
3. 建築物、工作物等の位置、規模、形態及び意匠が自然景観、歴史的建築物及び道路、社寺等に調和し均整のとれたものであること
4. 建築物の屋根は、景観と調和を保つため、寄棟、切妻、入母屋等、屋根の勾配、軒の出、ひさしの出があるものとする
5. 建築物の道路に面した部分は、べにがらにすすを混じた古代色、またはそれに類する色等、落ち着いたものとする
6. 屋外広告物のデザインは、周辺の景観に支障を及ぼさないものとする
7. 現存する建築物、工作物のうち景観にそぐわないものは、今後改築に際し基準に基づき周辺との調和を図るものとする

### (第2種保存区域の保存基準)

1. 建築物の高さは、現在の家並みにそろえるものとする
2. 建築物の道路に面した部分は木造形式とする
3. 町家住居は、1階並びに2階とも格子を設けるものとする
4. 町家様式店舗は、2階に格子を設けるものとする
5. 軒裏には、たる木(化粧)を設ける
6. つとめて板どめを設ける
7. 道路から望見出来る部分の壁は、しつくい塗壁様式とする
8. 建築物の道路に面した部分は、べにがらにすすを混じた古代色、またはそれに類する色等、落ち着いたものとする
9. 建築物の外観に係るアルミその他金属性の建具等は、金属感を出さない着色のものとする
10. へい並びに土蔵保護囲いは和風式にする
11. 屋外広告物のデザインは、周辺の景観に支障を及ぼさないものとする
12. 区域内建築物のうち、本局通り、安川通りに面したものは、建築物の高さ、設備、位置、規模、形態及び意匠が、保存区域内の町並みと調和し、均整のとれたものであること
13. 現存する建築物のうち町並みにそぐわないものは、今後改築に際し基準に基づき周辺との調和を図るものとする